

旅行者用

<事業全般>	NO.1
<p>Q 交通費用の助成に、なぜ指定宿泊証明書が必要なのですか？</p> <p>A ●交通費用助成事業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた宿泊施設の早期回復を目指すものです。そのため、助成の条件としては、日帰り旅行ではなく宿泊を伴う旅行としているため、宿泊施設に指定宿泊証明書を発行していただく必要があります。</p>	
<事業全般>	NO.2
<p>Q 助成金額の総額はいくらですか？</p> <p>A ●総額は約5.6億円です。助成対象数は、11万2千人(台)泊(20万人泊見合い)です。 ●助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金を受けられない場合があります。申請受付状況については、専用ホームページでご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。</p>	
<事業全般>	NO.3
<p>Q 他の補助金、助成金との併用は可能ですか？</p> <p>A ●他の補助金・助成金等の内容によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。</p>	
<事業全般>	NO.4
<p>Q インターネットで販売している、高知県内宿泊施設向けの割引クーポンとの併用は可能ですか？</p> <p>A ●併用できます。</p>	
<事業全般>	NO.5
<p>Q 各種ギフト券との併用は可能ですか？</p> <p>A ●旅行会社において各種ギフト券(JTB旅行券、JCB商品券等)での支払いも、現金で支払ったものと同等に取り扱うこととしており、そのうちの交通費用に対する金額が対象となります。</p>	
<事業全般 Go Toトラベルキャンペーンとの関係>	NO.6
<p>Q そもそもリカバリーキャンペーンとは何ですか？ Go Toトラベルキャンペーンとは違うのですか？</p> <p>A ●本事業は、県内の宿泊を伴う旅行のうち、交通費用を助成する事業です。 ●Go Toトラベルキャンペーンについては、観光庁のホームページをご覧ください。</p>	
<事業全般 Go Toトラベルキャンペーンとの関係>	NO.7
<p>Q 観光庁が予定しているGo Toトラベルキャンペーンが始まった場合、併用は可能ですか？</p> <p>A ●併用できます。ただし、旅行会社によって、本事業の助成金とGo Toトラベルキャンペーンの助成金との併用方法については違いがありますので、詳細は旅行会社までお問い合わせください。</p>	
<事業全般 Go Toトラベルキャンペーンとの関係>	NO.8
<p>Q Go Toトラベル キャンペーンが休止の場合は、このキャンペーンはどうなるのですか？</p> <p>A ●Go Toトラベルキャンペーンの状況も踏まえて、本キャンペーンの休止の判断を行います。</p>	
<事業全般 新型コロナウイルス感染症の拡大再発>	NO.9
<p>Q 国内で新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大した場合はどうするのですか？</p> <p>A ●チラシや専用ホームページで、以下の注意喚起を記載したうえで、事業を行っております。 ●新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、お住まいの都道府県の移動に関する方針に沿った行動をお願いします。 ●新型コロナウイルス感染症の拡大再発により、直ちに事業を休止する場合があります。休止期間中は、原則として助成金の交付対象といたしません。</p>	
<事業全般 宿泊対象期間>	NO.10
<p>Q 令和2年7月22日にチェックアウトしたお客様は対象になりますか？</p> <p>A ●7月22日からの宿泊が対象ですので、7月22日のチェックアウトは対象になりません。</p>	
<事業全般 宿泊対象期間>	NO.11
<p>Q 令和3年2月28日チェックイン → 令和3年3月3日チェックアウトの場合、割引の対象となりますか？</p> <p>A ●令和3年2月28日にチェックインしているのであれば、対象となりますが、3月10日消印有効ですので、お早めに申請していただくこととなります。</p>	
<事業全般 対象>	NO.12
<p>Q 途中で高知県以外の都道府県に宿泊しても対象になりますか？</p> <p>A ●メインの交通機関と高知県内での宿泊が証明できれば可能です。(例：東京～航空機で高松～レンタカーで高松～レンタカーで徳島～航空機で東京の場合、東京からの航空機のみ領収書の写しと、高知県内の宿泊証明書の日付に關聯がなければ申請可能です。)</p>	
<事業全般 対象>	NO.13
<p>Q 宿泊まで宿泊料金が助成金額の上限5,000円より安いですが、宿泊の金額などは関係ありますか？</p> <p>A ●本事業は宿泊料金の助成ではなく、交通費用の助成であるため、交通費が5,000円を越えていけば問題ありません。 なお、交通費が5,000円に満たない場合は、その実費となります。</p>	
<事業全般 対象>	NO.14
<p>Q 助成金收受の回数の上限はありますか？</p> <p>A ●期間中、同一旅行者が複数回、高知県内で宿泊を伴う旅行をした場合は、その度に申請することができます。 ●県内2泊以上の複数宿泊の場合も、1回当たりの助成金は、公共交通機関や貸し切りバスの場合には1人当たり、レンタカー・自家用バス等の場合は1台当たり5,000円です。 ●なお、交通費用を予め割引された企画旅行又は手配旅行を購入した旅行者が、旅行後に助成金を申請することはできません。</p>	
<事業全般 対象>	NO.15
<p>Q 旅行者が観光バスを利用した場合、一人当たりの助成になるかと思いますが、学生などの教育旅行も1人当たり助成されないという認識は良いですか？それとも、マイカーとして1台当たりの認識が良いのですか？</p> <p>A ●旅行会社・バス会社等で手配した運転手付きのバスの場合は、1人当たりの助成となります。 修学旅行を含めた募集型や受注型、手配旅行等は、1人当たり5,000円の助成となります。 ●一方で、自らが所持するバスを用いた場合(大学のバスを用いた合宿等)は、自家用車と同じ扱いで、1台当たりの助成となります。</p>	
<事業全般 対象>	NO.16
<p>Q 来年まで5回程度来県のご予定で、複数回の来県でも、その度に申請することは可能ですか？</p> <p>A ●令和2年7月22日～令和3年2月28日の期間の県内宿泊で、助成金の予算に残額がある場合は可能です。申請受付状況については、事務局までお問い合わせください。</p>	
<事業全般 対象>	NO.17
<p>Q 外国人の方でも、交付の対象となりますか？(その際必要な条件は)</p> <p>A ●まず、新型コロナウイルス感染による国をまたぐ往來の制限等については、政府の方針に準拠します。 ●在日外国人の方については、交付対象となる旅行者の条件は、日本国内の金融機関に預金口座を有する者です。の口座をお持ちであれば、対象となります。 ●なお、外国人の方で、ネット銀行又はインターネット支店の口座のみお持ちであり、印鑑をお持ちでない方については、申請書類の「印」部分にサインをしてください。</p>	
<事業全般 対象者>	NO.18
<p>Q 子どもも対象となりますか？</p> <p>A ●大人と同様に、5,000円を上限として対象となります。但し、公共交通機関に関しては有料での利用が条件となります。(例：航空機や列車・高速バスで座席を使用しない無料の乳幼児は対象外です。)</p>	
<事業全般 対象宿泊施設>	NO.19
<p>Q キャンプ場は本事業の対象となりますか？</p> <p>A ●旅館業法での許可を受けた施設、住宅宿泊事業法に基づき届出を済ませた施設が対象となるため、キャンプ場に直接お問い合わせ下さい。</p>	
<事業全般 宿泊施設>	NO.20
<p>Q 実家や親戚宅で無料で宿泊して、その関係者により証明できた場合は、助成金の対象となりますか？</p> <p>A ●対象にはなりません。あくまで、本事業で参画している宿泊施設、住宅宿泊施設に宿泊して、その宿泊を証明する書類を発行していただく施設に限ります。 詳しくは、本ホームページの対象宿泊施設へボタンをクリックしてください。</p>	
<事業全般 予約・手配の方法>	NO.21
<p>Q 旅行会社に依頼した宿泊を伴う手配旅行は対象となりますか？</p> <p>A ●旅行会社によって、本事業を取り扱っている場合と、そうでない場合があります。 ●あらかじめ割引された手配旅行に参加する場合は、まずは旅行会社にご確認ください。また、あらかじめ割引されていない手配旅行に参加する場合は、旅行者本人が申請を行っていただくこととなります。</p>	
<事業全般 予約・手配の方法>	NO.22
<p>Q 旅行者自身が請求することのできる宿泊旅行について教えてください。</p> <p>A ●本事業が定める対象期間内(令和2年7月22日から令和3年2月28日)の宿泊であり、(旅行会社から購入、宿泊予約サイトや直接宿泊施設からの購入を問わず)あらかじめ割引されていないものが対象となります。</p>	
<事業全般 予約・手配の方法>	NO.23
<p>Q 「旅行会社が実施するあらかじめ割引された企画旅行」に参加した旅行者が自ら助成金を請求することができますか？</p> <p>A ●できません。旅行会社が実施する、既に割引された企画旅行に参加した場合は、旅行会社から助成金を請求させていただくこととなります。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.24
<p>Q 提出する交通費用の領収書はコピーで良いですか？ また、旅行者が申請する場合、宿泊料金の領収書も必要ですか？</p> <p>A ●提出いただく交通費用の領収書はコピーで構いません。宿泊に関しては、宿泊証明書がその証となるので、領収書は不要です。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.25
<p>Q 提出する宿泊証明書はコピーで良いですか？</p> <p>A ●本事業を申請する場合は、対象宿泊施設が発行する宿泊証明書の原本が必要です。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.26
<p>Q 期間内でも助成金の予算に達すれば終了ということですが、現状の残数を確認する方法はありますか？</p> <p>A ●本ホームページで、おまかな状況を確認できるように致します。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.27
<p>Q ETCの利用照会サービス(https://www.etc-mo-aisajip/)について、割引情報などが20日ほどで確定することですが、どういった表示がされるのですか？</p> <p>A ●高速道路をご利用後、約4～5時間後にはETC利用照会サービスに未確定(「確認中」)の内容が表示されます。 ●割引の可能性が全くない走行であっても、利用明細には一旦、「確認中」と表示され、その後(そのまま)「確定」になります。 ●例えば、その月の1日～7日までに利用された場合は、割引適用の有無にかかわらず「確認中」と表示され、その月の20日になると「確定」と表示され、確定した金額が表示されます。 ●助成金交付に当たっては、提出された利用明細書の記載が「確認中」である場合には、10,000円を超える利用金額が記載されていれば、仮に割引が適用されたとしても5,000円以上となることが想定されるため、適宜申請者に確認のうえ、柔軟に対応していきたいと考えています。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.28
<p>Q 自宅にパソコンやプリンターがありません。ETCの利用明細については、スマートフォンからETCの画面のスクリーンショットを、コンビニ等でプリントアウトして提出することも構わないですか？</p> <p>A ●利用日時や金額が正確であれば、画面のスクリーンショットをコンビニで印刷したもので、問題ありません。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.29
<p>Q バイクのツーリングで来られるお客様は、高速道路を利用せずに来県して高知で宿泊する場合もあるとお思います。そういった場合には申請できないということですか？</p> <p>A ●自家用車の燃料代や消耗品等は対象としていないため、宿泊施設に来られるメイン交通としては、申請できる費用はないと考えられます。ただし、旅行中にその他の交通機関を利用された場合は、対象となる可能性もあります。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.30
<p>Q 航空券と宿泊がセットになった、いわゆるダイナミックパッケージの場合、助成金の申請者は旅行者となり、宿泊証明書の発行が必要となります。包括料金は明細は出ませんか。どうしたら良いですか？</p> <p>A ●旅程確認書兼旅費計算書の航空機運賃の宛に包括料金(セット料金)の記載をいただければ良いです。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.31
<p>Q マイルを利用して航空券を入手し、航空機に搭乗した場合、実際にお金を払っていません。この場合は対象外となりますか？もしくはポイントをお金と捉え、助成対象となりますか？</p> <p>A ●マイルを利用した航空機への搭乗については、領収書が発行されないため、助成の対象外となります。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.32
<p>Q 青春18きっぷにより旅行した場合には、申請書類は領収書のみでかまいませんか？</p> <p>A ●青春18きっぷの利用については、領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「領収書(写しでも可)」に加えて、「青春18きっぷ(写しでも可)」を添付して申請してください。 ●青春18きっぷの発地スタンプ日付と、宿泊証明書の日付の整合を確認させていただきます。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.33
<p>Q JRやバスの回数券により旅行した場合には、申請書類は領収書のみでかまいませんか？</p> <p>A ●鉄道や高速バスの回数券については、領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「領収書(写しでも可)」に加えて、「乗車する鉄道(バス)の発車時間等が記載された回数券の写し」を添付して申請してください。なお、「乗車する鉄道(バス)の発車時間等が記載された回数券の写し」は、携帯電話で撮影した写真を印刷したものでもかまいません。 ●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.34
<p>Q 県内在住者が交通機関を利用する場合には、1つの交通機関の費用では5,000円にならない可能性があります。例えば、須崎市在住者が、高知市までJRで移動し、JR高知駅から宿泊施設までタクシーで移動した場合、JRの費用とタクシー運賃の合算で請求してよいですか？</p> <p>A ●1つの交通機関の交通費用が5,000円未満であれば、複数の交通機関の交通費用との合算で申請していただく問題ありません。(JR+タクシー、JR+レンタカー、レンタカー+高速代金など) ●マニュアル等での記載については、5,000円を超えている県外利用者の方の申請手続きを、よりわかりやすくするためにメイン交通と記載させていただきます。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.35
<p>Q 金券ショップでJR切符を購入して高知市内から拍島の最寄り駅までJR移動する場合は、助成対象となりますか？</p> <p>A ●金券ショップが発行する領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「領収書(写しでも可)」に加えて、「購入されたJR切符の写し」を添付して申請してください。なお、「購入されたJR切符の写し」は、携帯電話で撮影した写真を印刷したものでもかまいません。 ●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.36
<p>Q 旅行者が申請する場合、同一家計に属していない友人・グループ等でも交付申請書兼請求書は1枚で良いですか？ 個人情報の取扱いに関する同意書は1枚で良いですか？</p> <p>A ●申請書単位で助成金合計を振り込むことになることから、支払いをまとめて良いのであれば、1枚で構いません。同意書は、代表者(申請者)の方が、各人の同意を得たものとして署名すれば1枚で良いです。</p>	
【旅行者関係】<申請について>	NO.37
<p>Q 旅行者が申請する場合で、同一家計に属していない友人・グループ等で宿泊した場合、宿泊証明書は1枚のみで発行して良いですか？</p> <p>A ●申請書単位で振り込むことになるため、支払いをまとめてよいのであれば、1枚でかまいません。ただし、申請が別の場合(例：友人3名が一緒に宿泊し、申請者は3名それぞれに行う)各名は、それぞれの申請書類に宿泊証明書の原本が必要となります。なお、1枚ずつ必要です。 ●チェックインの際に、宿泊施設に申し添えください。</p>	